

コンクリート工学年次大会委員会規程

平成 2 年 8 月 23 日 制定

平成 4 年 2 月 28 日 改正 平成 11 年 10 月 27 日 改正

平成 15 年 8 月 29 日 改正 平成 18 年 2 月 28 日 改正

平成 23 年 4 月 01 日 改正 平成 30 年 6 月 22 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、コンクリート工学年次大会委員会（以下、「大会委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 大会委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 学術・研究部門担当副会長
- (2) 技術・普及部門担当副会長
- (3) 学術・研究部門担当理事
- (4) 第 7 条に定める実行委員会の現委員長
- (5) 第 7 条に定める実行委員会の前委員長
- (6) 第 7 条に定める実行委員会の次回委員長
- (7) 第 7 条に定める査読委員会の委員長
- (8) 第 3 条に定める大会委員長が指名する委員

(委員長、副委員長)

第 3 条 大会委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2. 委員長は、学術・研究部門担当副会長が当たる。
3. 副委員長は、技術・普及部門担当副会長が当たる。

(任期)

第 4 条 委員長及び副委員長の任期は 2 年とする。

2. 委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。なお、第 2 条第 1 項(4)、(5)及び(6)号の委員の任期は、1 年とする。また、第 2 条第 1 項(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)号の委員の交替時期は、コンクリート工学年次大会（以下、「年次大会」という。）終了時とする。
3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第 5 条 大会委員会は、次の事項を審議し決定する。ただし、重要事項については必要に応じて、企画調整会議の議を経て、理事会に付議する。

(1) 年次大会の基本的、中長期的な方針及び計画の策定

なお、ここでいう年次大会とは、①コンクリート工学講演会、②コンクリートテクノプラザ、その他関連行事の総称である。

(2) 各開催支部間の調整並びに情報交換

(運営)

第 6 条 大会委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(委員会の設置)

第 7 条 大会委員会の下部組織として、年次大会実行委員会（以下、「実行委員会」という。）及び年次論文査読委員会（以下、「査読委員会」という。）を置く。

(実行委員会)

第 8 条 実行委員会は、担当する年度の年次大会の計画及び実施に関する事項を担当する。

2. 実行委員会に関する細目は別に定める。

(査読委員会)

第 9 条 査読委員会は、論文の採否の決定及び年次論文集の編集に関する事項を担当する。

2. 査読委員会に関する細目は別に定める。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、大会委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、平成 2 年 8 月 23 日から施行する。

2. この規程の改正は、平成 30 年 6 月 23 日から施行する。